

プレスリリース  
令和7年12月23日



## － 審査事務規程の一部改正について（第68次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和8年1月5日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
  - OBD検査の対象装置について、令和8年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車に順次追加される以下の装置が新たに加えられることに伴い、当該装置に係る特定DTCが記録されていた場合保安基準に適合しない旨規定します。[1-3、9-13]
    - ・ 車線逸脱警報装置
    - ・ 側方衝突警報装置
    - ・ ペダル踏み間違い時加速抑制装置
2. 国土交通省から「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）」（令和7年12月12日付け国自整第181号）が発出されたことに伴い審査の実施方法を規定します。[4-7]
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347